

平成27年第2回蓬田村議会定例会会議録（第2号）

開 会 平成27年 6月 9日

閉 会 平成27年 6月11日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第2日（6月10日）

出席議員 8名

1番	小 鹿 重 一 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	森 弘 美 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	坂 本 豊 君	6番	山 舘 清 剛 君
7番	木 村 修 君	8番	藤 田 修 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久 慈 修 一 君
教 育 長	吉 崎 博 君
会 計 管 理 者	小 松 生 佳 君
総 務 課 長	坂 本 亮 君
税 務 課 長	佐 井 邦 彦 君
住 民 課 長	柿 崎 真 人 君
健 康 福 祉 課 長	川 崎 幸 治 君
教 育 課 長	越 田 茂 弘 君
産 業 振 興 課 長	中 川 悟 君
建 設 課 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	坂 本 勝 教 君
議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番 木 村 修 君

1 番 小 鹿 重 一 君

議事日程（第2号）

第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

第2 一般質問 4番 柿崎裕二 議員

第3 一般質問 7番 木村 修 議員

第4 一般質問 5番 坂本 豊 議員

午前9時35分 開議

○議長（藤田修一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

会議の前に、村長より昨日の提案理由について訂正がございますのでお答え願います。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

きのう、議案の提出理由をご説明申し上げました。その中で、私、全く気がつかないで2カ所ほど間違っていましたので訂正させていただきます。

まず、議案第47号の平成27年度蓬田村一般会計補正予算（第2号）案についてご説明した中で、歳入の主なるものとして「繰越金430万円」と言いましたが、これは「繰入金430万円」の間違いでございますので、ご訂正をお願いいたします。

次に、議案第48号の平成27年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につきまして、歳入で「繰入金13万3,000円」を「繰越金13万3,000円」と読み上げましたので、これも訂正してくださるようお願いいたします。

以後、注意いたしますので、何とぞよろしくようお願いいたします。以上でございます。

日程第1 一般質問 1番 小鹿重一 議員

○議長（藤田修一君） 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問の通告は4名です。通告順に一般質問を行います。

1番小鹿重一君の質問を許します。

○1番（小鹿重一君） 初めて一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

稲作農業の今後についてであります。当村の水田面積は1,026ヘクタールありまして、このうち、去年の数字であります。主食用米の作付が559ヘクタールと聞いております。このほかに飼料用米と備蓄米が栽培されています。最近では農地の集積も進み、経営規模の大きい農家がふえました。しかし、このことは農業者が減少したことも意味します。そこで、本村の水田農業は、農業者の高齢化、後継者不足、低米価等の影響を受け、このままでは稲作農業が衰退してしまうのではないかと憂慮していますが、このことについてどのように認識しているか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 水田農業を取り巻く状況は、議員がおっしゃるとおり、

厳しい状況であります。村では平成16年度から蓬田村地域水田ビジョンを、さらに平成26年度からは水田フル活用ビジョンを作成し、取り組みを進めております。

水田ビジョンでは、農地中間管理機構を活用しての農地の集積、農業生産基盤の整備、飼料用米などの戦略作物の生産拡大などの施策を講じていくこととしております。

水田フル活用ビジョンでは、主食用米の需給が減少する中で、産地交付金を活用しながら飼料用米などの他作物への作付転換を促進して水田面積の維持を図っていくこととしております。これらのビジョンを踏まえ、国の政策とあわせて農業者の皆さんの意見を聞きながら対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 同じ内容であります、村長のご認識をお伺いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今、担当課長からお話しになったとおり、水田ビジョンということで現在進めているわけでございますけれども、我が村の土地利用を見る限り、この水田を急遽なくしていくというのは、かなり不可能であろうというふうに私は考えています。

とすれば、平成30年までに事業者といわゆる耕作者が自分たちの耕作面積を決めて、今まで国が介入して生産数量を決めていたものを、自動的にと言えはなんですけれども、お互いが協議しながら決めていくような方向になると。それはあくまでも食用米のお話でございますけれども、そうすれば残された水田をどう活用していくかということが最大の課題であるというふうに思っています。したがって、残された水田をどう活用するかという点につきましては、行政が主導型ということではなくて、やはり行政も中に入って、それから農業団体、農協等が入りながら、水田の利用・活用の推進について早急に、できれば今年度中に道筋をつけたいというのが私の考えでございます。そういう認識を持ってございますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 課長からも村長からも答弁ありましたように、大変な状況だということの認識は共有されていると認識をいたしました。

次に進みたいと思います。

全農青森県本部では平成27年産米の仮渡金を去年の1俵7,300円より多くしたいという報道もありました。しかし、額はまだはっきりしておりません。また、村長からも話

あったように、平成30年度からは転作が廃止されます。さらに、現在交渉中のT P P環太平洋連携協定が妥結されますと、稲作経営はより一層深刻度を増すものと心配しているわけであります。そこで、農業経営を維持していくために行政主導で集落営農を法人化し、直巻き栽培を取り入れた省力化を図るなどの早急な対策が必要だと考えますが、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） これからの村の農業の経営体制としては、集落営農は有効な形の1つと考えております。村内で唯一の郷沢集落営農組合では、今年3月に法人設立準備委員会を立ち上げ、27年度内の法人化を検討しております。村では県と協力しながら法人化に向けて支援していくこととしております。郷沢集落営農組合の法人化を実現し、その活動を他の地域に広げていきたいと考えております。

水稻の直播栽培につきましては、平成25年度に村担い手育成協議会で、県の事業を使って長科地区、郷沢地区において試験栽培を行っております。その際、コスト、収量、蓬田村に適している栽培方法などをデータとして取りまとめし、取り組みの参考ということで公表しております。また、28年産の作付に向けて現在、J A青森蓬田支店担当者と協力しながら直播栽培に取り組みたい農家を探しております。もしあれば、何かしらの支援を検討したいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 今、郷沢地区では法人の準備をしている。それから、直播栽培の方も検討しているということでございますけれども、近隣の状況を見てみますと、外ヶ浜町の小国、大平、南沢の全ての地区において法人化されました。また、青森市の左堰地区においても、この秋には法人化されると聞いています。当村は、おくれをとっているというような私は、感じがしているわけですが、どのように考えておられるか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 外ヶ浜、青森市に比べますと、集落営農の法人化並びに、先ほどお話ありました直播栽培への取り組みについては、おくられているというのが私も実感しております。ただ、農業者自身が取り組みたいというお話があれば、村としても一緒に進めていけますが、ある程度農業者の方に打診は近年してきたのですけれども、なかなか農業者の方自身からの取り組みたいという、集落営農及び直播栽培の農業者が

自身で取り組みたいという方がなかなかあられませんでしたので、更新が得られないということで、郷沢集落営農を起点に、また直播栽培についても28年度から取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 1 番小鹿重一君。

○1 番（小鹿重一君） 法人化が全てだとは言いませんが、組織化することにより少人数でも農地を維持できる仕組みをつくることによって集落を守ることにもつながるものとも考えます。そこで、なかなか進みにくい課題ではあると思いますが、行政が強力なリーダーシップを発揮して進めていただきたいと思っているわけです。再度答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 外ヶ浜地区の法人化につきましては、やはり1つは土地改良事業と一体的と言えはなんですけれども、1町歩田という大型区画の推進をした中から、それと連携して進んできたものというふうに思います。左堰地区については情報を聞いておりませんが、恐らくそういう土地改良事業を通じた流れだと思えます。

この組織化というのは、今の新農業農政政策、国が進める平成30年の目標に従っていくと、集落営農ないしは法人化をしないとなかなか経営転換というのですか、交付金も受けられないというのが実際の流れでございまして、これをやらないと本村農業者も多大の損失をこうむる場合があるというふうに考えています。一番大事な点、これはやはり農業法人化をすると経理だとかいろいろな事務作業がございまして、それをどういうふうな形でとるのかというのが恐らく一番の懸案事項だろうというふうに思っています。具体的には、最終的に配分をどうするか、いろいろな作業が決まっておりますので、その部分を誰がどのようにして進めるかというのが一番肝心な点だというふうに思っていますので、そこを十分地域農業者と話し合いながら、行政が手を出すところは手を出して進めていかなければ恐らく進まないだろうというふうに考えています。以上です。

○議長（藤田修一君） 1 番小鹿重一君。

○1 番（小鹿重一君） もう待ったなしの状況だと思いますので、速やかな取り組み対応をお願いいたします。

次に進みます。次は、地方創生についてであります。テレビ、新聞等で最近では常に地方創生が出てくるわけでありましてけれども、平成28年の3月までに「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方版総合戦略を策定することになってはいますが、蓬田村ではい

つまでに策定するのか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今現在、蓬田村の地方版ということで、いわゆる総合戦略でありますが、まず役場庁内に課長級クラス、まち・ひと・しごと創生推進戦略会議、これを立ち上げてございました。次に、あらゆる住民階層からなる、まず一般住民及び産業界、村、国の関係機関、あるいは教育機関、金融、労働団体と、あとはマスメディアのほう、これを入れた産官学金労言、これらを活用いたしまして具体的な方向性、あるいは具体案について審議、検討、2月中までにまとめまして、3月には策定するという方向で進む予定でございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 蓬田村の地方創生有識者会議は、いつ発足になりましたか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 地方創生の有識者会議については、これから人選をいたしますので、大体全体で十五、六名になろうかと思っておりますけれども、これから早期にお願いして会議を開催する予定で進めております。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） そうすれば、先ほどお話あった課長クラスでのというお話は、いわゆる事前の準備段階のというような意味合いでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 基礎データといたしまして、人口減、あるいは地方経済の縮小ということがありますので、課長級で立ち上げた戦略会議については、毎月定期的にテーマごとに立ち上げてまして、それを具体的なものにして有識者会議に諮っていききたいというふうに考えております。そういう組織でありますので、その前段の課長級で組織します戦略会議については毎月1回、あと有識者会議については年に3回か4回程度ということでまとめていききたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 1番小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） もう一つ、いいですか。（「まだ2回ですので、もう一回は同じ項目について質問できます」の声あり）わかりました。

じゃ、関連、もう一つお伺いします。ことしの10月までに戦略をつくった自治体には

2014年度補正予算の新交付金が上乗せ支給されることになっていると認識していますけれども、このことも検討されたのかどうか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 実は、県の地方創生会議については、7月、8月、9月、このぐらいでまとまるというふうなことであります。これがまとまってから村のほうでもとなれば、ちょっと10月だと、まずまとめ切れないと。実は、県の出している指針も参考にして今後まとめていきたいということから、それを県の指針している部分もありますので、10月までにまとめ切れませんので、その新交付金については今のところ検討してございません。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） それでは、次に移ります。

これからいろいろ具体的な検討はなされるということのようでありまして、大ざっぱ、あるいは本当の大きい部分だけでもよろしいので、もしありますれば、地方版総合戦略の骨格はどのようなものにしようと考えているのか、お伺いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 先ほどちょっとダブりますけれども、基本的な考えといたしまして、人口減少、少子高齢化という大きな課題を抱えております。これらの子育て支援のさらなる充実、あるいは農林水産業の振興等、これが村のこれからの与えられた課題だというふうに考えてございます。そういう意味で、人口減少と地域経済縮小の克服、あるいはもう一つ、まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立することだというふうに考えております。そういう意味では、仕事づくり、あるいは人の流れ、人の流れといいますか、人の流れについては新たな雇用の創出、観光産業の確立、そういうことになります。もう一つについては、まちづくり、これらについては、今年度、光通信が開通しますので、ITインフラを活用した生活環境の整備、あるいは除排雪等の整備と災害に強いインフラの整備を図っていきたいという、これが大体大きな基本的な考え方だというふうに考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 村長も補足することがありましたら、いいですか。（「いいです」の声あり）

小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） 人口減少等が少し関連するわけですがけれども、新聞報道によりま

すと、蓬田村の人口に占める65歳以上の高齢者の割合は35.47%、ひとり暮らし高齢者の割合は9.01%となっています。これらは、まさに少子高齢化が進み、自治体そのものの消滅が心配される数字だと言っても過言でないと思います。この数字について村長はどのように感じておられるか、お伺いいたします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 高齢化の数字、35.4になってしまいましたというのは、これまで積み上がってきたいろいろな政策の中で、この数字が積み上がってきたというふうに思います。やっぱり改めて今、地方創生と言っているわけでございますけれども、我が村には第三次蓬田村総合計画もありますし、あるいは公営住宅の今現在進めている政策だとか、いろいろな政策を進めながら、これらの人口減少、あるいは少子高齢化対策というのをやってきているのでございますけれども、なかなかそれがとまらないというのが全国的な流れの1つだというふうに思っています。

これを今現在、ひと・まち・しごと創生法という形で進めようというふうになりますと、やはり第三次蓬田村総合計画の中にもう一つ柱を立てるということは、あくまでも総合計画は総合計画としての役割を十分果たさなければいけない。それに特化した、人口減少と少子高齢化に特化した施策としてこの総合計画にくっつけられるものということになると思っています。したがって、現在、そこに特化したものをやると総合計画そのものの枠をはみ出すような施策が出てくる場合があるということで、それらを考えると総合計画そのものも若干見直しが必要ではないか。できれば、それを集中的にやりながら人口減少対策を進めたいというのが私の考えではございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 小鹿重一君。

○1番（小鹿重一君） なる答弁をいただきました。まず、人口減少に歯どめがかかり、地域経済が豊かになる、村が活性化していく内容のものにぜひしていただきたいということをお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、1番小鹿重一君の質問を終わります。

日程第2 一般質問 4番 柿崎裕二議員

○議長（藤田修一君） 日程第2、4番柿崎裕二君の質問を許します。柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 皆様、おはようございます。

きょうは、初めての一般質問ということで、かなり緊張していますが、何とぞよろし

くお願いします。

では、4番柿崎裕二の一般質問を始めたいと思います。

まず最初に、蓬田村消防団関連の消火設備の質問をいたします。

その消火設備として村内の適所に消火栓並び防火水槽が数多く配備されていますが、万が一の火災の際に敏速的確な消火作業ができるように整備を整えてこられたわけですが、その設備がまだ不足している地区が少々あるように感じています。

その地区ですが、阿弥陀川地区のよもっと団地及びグリーンタウンよもぎた、この両地区において今現在の消火設備が、消火栓が1基、防火水槽が2基設備され、いずれも約200メートル間隔の距離で整えられていると思うのですが、現在の両地区の家屋の数を踏まえて考えてみて、この数が十二分に住民の生命・財産を守っていけるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議員おっしゃるとおり、個数についてはそのようであります。現在、よもっと団地に1基ですね。グリーンタウンに防火水槽1基と消火栓1基が設置されてございます。

総務省消防庁の消防力の整備指針という基準がございまして、その中に市街化に準ずる地域というふうなことでありますが、170メートル四方、1辺が170メートル掛ける170メートルの間にそれらの消防施設、40立米級であれば1基あればまず足りているというふうな判断から、現在そういうふうになっていますので、グリーンタウンですと、土地の売買は終わりましたけれども、これから住宅が建ち並ぶこととなりますけれども、今のところ充足されているというふうに考えてございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今のそういうふうな170メートルぐらいの距離で示されているということに従っているというお話がありましたけれども、それは一応、何ていうのですか、書類上というか、そういう形ではそういうふうになっていますが、現に消火の際に1本25メートルのホースを例えは連結して行って消火に当たるわけですが、25メートル1本に対して0.5気圧の水圧が落ちていくということが、これは消防のほうから、もう皆さん御存じだとは思いますが、それを仮に200メートルの距離を引っ張るとなると、4本連結ということで2気圧が低下するわけです。そうすると、通常の火災では約4キロないし5キロの水圧で送水しているのに対して、2気圧が落ちるとすることは、

2キロしか火元に行かないと。その2キロでどの程度のものかという、2階に2キロの水圧は届かないだろうと、これが現実です。

そういうことを考えていった際に、今、よもっと団地で33世帯、3棟続きで13棟が建てられています。それに、今できたばかりの集会所が1棟、またあわせてグリーンタウンのほうの一戸建てが約49棟、両方合わせて59棟の家屋があるわけです。その家屋に対して、あそこの立地条件が、蓬田村、280号バイパスが通ってしまして、海手からの水利というのはもう無理だと。あれだけの交通量を遮断して水の供給を受けることが無理であると。これはもう見てのとおりでありまして、それにもっと大事なことが、よもっと団地とグリーンタウンの場所に、西側には小学校、それから北側には道の駅よもっと、ガソリンスタンド、南側にはホームセンターと、かなり大型の建物が密集しているわけです。それをバイパスより西側の水利だけ、今言った消火栓が1基でしたか、消火栓が1基、防火水槽が2基、この設備では到底間に合わないという懸念があります。そういうことを考えてみましても、今現在の設備では住民が安心して暮らせない。また、スタンドの北側には河川が1本ありますが、これ200メートルほど離れてしまして、また時期によっては田んぼの用水に引き込まれて十分な水の確保ができない、極めて水利が困難な場所として私は見てきたわけですが、その辺をあわせて考えてみての答弁をお聞きしたいです。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 確かに議員おっしゃるとおり、よもっと団地、グリーンタウンの周辺を見ますと、かなり大型のホームセンターなり、あるいはガソリンスタンドと、割と何か火災が起きたときには大きな火事が起きるような要素を含んでおりますけれども、上には、西側には小学校があるというふうなことから、単純に市街化区域だけであれば、その中で足りるというようなことは一概に言えなくなるのかなというふうに私、率直に思っているところであります。先ほどホースの連結についての気圧が大分下がるというふうなことをおっしゃっておりましたので、阿弥陀川地区だけでなく、ほかの地区についても現在、20立米から40立米にかえたり、現在、古いままの部分、まだ結構あるようでございます。そういう意味では、蓬田村全体が防火上、整備指針の基準の中におさまっている部分も含めて、この辺については、もう一回調査させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁を聞きまして、村としては、住みよい、安心な、あずましい環境を住民に提供し、村民の生命・財産を守るためにも、今総務課長からお話があったように、いち早い対応をもって設備の増設を考えていただきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。2番目の質問といたしましては、蓬田村簡易水道のことでお聞きしたいと思います。蓬田村簡易水道の基本の料金についてですが、今の基本料金において、10立方メートルの水量が基本料金の中に割り当てられており、その水量を超えるごとに超過料金が課せられることになっていますが、1カ月10立方メートルを使い切れていない世帯が多くあり、そういった住民からは現在の基本料金は不公平な感じがすると、使い切れていない水量には割り当てられ、料金が安く感じるなどの住民の声が非常に聞こえてきます。例えばですが、電気料金のように20アンペアで幾ら幾ら、50アンペアで幾ら、その消費者によって個人が任意に選択できる仕組みになっています。例えば、10立方メートルの料金を超過できない家庭に対しては、例えばですが、7立方メートル未満の料金とか、そういった二通りぐらいの選択ができる、水道の基本料金を選択できる設定が新規に可能かどうか、お聞きしたいです。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 現在、村の簡易水道の基本料金は、一般用10立米まで、メーター使用料を含め、3,120円となっております。この基本料金は、平成15年度1,360円であったものを、中長期的に安定した経営を目指すため、平成16年3月の議会において段階的に引き上げる料金の改定を行い、現在までに至っております。

実際、平成27年4月現在の加入者数988軒、そのうち基本料金を超えているものは477軒、基本料金内のものが511軒となっております。511軒のうちメーター使用料がゼロのものが119軒となっております。その内訳として考えられるのが、介護施設等への入所で長期不在の方、地区の水道を利用されている方、機械センター、公民館等公共の施設が考えられます。このうち長期不在をやむを得なくされている方は、水道系のほうまで連絡いただければ一旦閉栓をし、基本料金がかからない措置を講ずることが可能であります。将来的に使用する水量が増加し、安定経営の見直しがつけば料金体系の見直しも考えられますが、現在のところ、新規で低利用金の基本料金の設定ということは、かなり難しいのではないかと考えられております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今、答弁として、蓬田村簡易水道の安定した経営を図るためにも

基本料金1,360円から段階的に値上げをしてきたという答弁でありましたが、今、内訳の数字を聞きましても、超過されている家庭より、その未満の家庭のほうがはるかに、40軒ほど多いと。まして、今、少子高齢化にぶち当たってきまして、本当にひとり暮らし、高齢者二人暮らし、その中で1カ月、お風呂に入るのも週に一、二回と、極めて少ない水量になっていることは現実であります。また、そういう家庭がふえるのも現実です。今私が提案していることを進めようとする、簡易水道の経営の安定というものがすごく難しいことになると思いますが、高齢者なり、ひとり暮らしの家庭、また障害者の家庭とかが不公平感を感じている、住民が不公平感を感じているということは、これは事実なわけでありまして、この不公平を感じている住民の皆様、安い、低料金の基本料金をつくってあげるといふのは必要なことではないかと思っております。なるべく、いち早く水道の経営の安定を目指しまして、安い、二通りぐらいの基本料金を模索していただきたいと思っております。

次に、3つ目の質問に移りたいと思っております。次にお伺いしたいことは、弁当事業の宅配サービスのことですが、近年、高齢者、ひとり暮らし、年金のみで暮らしている世帯または障害者、これに限りませんが、そういった家庭への弁当の宅配サービス事業を提案したいと思っております。

皆さん、御存じのように、少子高齢化の勢いが増加し、それに伴い若い世代が職を求めて村を離れ、高齢者ひとり暮らしの世帯がますますふえてきている状況です。そんな中であって、毎日の食事の支度ができなくて困っている世帯がどんどんふえています。いずれ深刻な状況を迎えることは明らかなことだと思っております。他町村では既に弁当事業を行っているところもあるようですが、蓬田村でも早期に弁当宅配事業を提供できないものか、お聞きしたいと思っております。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 弁当宅配サービス事業を行うには給食設備など設備投資が必要になります。今のところ、ニーズがどのぐらいあるのか把握しておりませんが、村としては今のところ行う予定はありません。また、介護保険事業等で要支援者に対し日常生活上の支援を行ったり、栄養改善を目的とした配膳や、ひとり暮らし高齢者への見守りなどが事業の中にあります。また、同様に障害者福祉事業サービスで障害者に対して配膳などのサービスを行っております。以上です。

○議長（藤田修一君） 4番柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の答弁で、いろいろなところから配膳サービスを行われているという答弁でしたが、そちらの配達は何回とか、何日に何回とかという、そういう規定はあるのでしょうか。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 現在、介護保険事業で10人ほど日常生活上の支援を行っております。また、障害者福祉事業のほうでは2人、日常生活上の支援を行っております。その人のところによるのですが、週2日とか、あるいは週1回とか行って、2日分とか3日分の食べるものを多くつくっておいて、冷蔵庫にキープするというような形になっています。

○議長（藤田修一君） 柿崎裕二君。

○4番（柿崎裕二君） 今の、合計で12人くらいの、ほかのサービスを受けている方がいるということでしたが、今、蓬田村ではこういう宅配サービスをする意向が今のところないという答弁を踏まえまして、他の町村のところを見ますと、先ほど言ったように、給食設備がないということでしたが、蓬田村には社会福祉協議会とか、それから特別養護施設の蓬生園、もしくはアシスト、そういった設備の持ち合わせている場所も幾つかあります。特に特別養護施設の蓬生園に対しては給食設備が園内の中に保たれていると、そうした設備を村と三位一体になって利用して持っていくという方法も考えられると思います。現に、隣の外ヶ浜では、原価を350円くらいで販売し、要するに、弁当を受ける方に350円の負担金だけを支払ってもらい、あとの経費として町のほうからの補助金ということで350円、合計700円の中で弁当を宅配していると。その宅配に対しても介護サービスの方々に配達をしてもらおうとか、いろいろな工夫がなされて、今現在、町にある機関を使って何とかしのいでいるという形で、もう実行しているそうです。他町村がどうのこうのというよりも、そういう例がありますので、なるべく我が村、蓬田村でもその例に見習って、これからどんどんふえていくであろうひとり暮らし、高齢者に対してのサービスを充実させていっていただきたい。一日も早い実現を要望いたします。

以上をもって、4番柿崎裕二の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、4番柿崎裕二君の質問を終わります。

日程第3 一般質問 7番 木村 修議員

○議長（藤田修一君） 日程第3、7番木村 修君の質問を許します。木村 修君。

○7番（木村 修君） 7番議員の木村です。通告順に従って3点の事項について伺います。

初めに、空き家対策についてお聞きいたします。全国でおよそ820万戸に及ぶ空き家対策の特別措置法が先般、5月に全面的に施行されることになりました。自治体が治安、防災上等の問題が懸念される空き家の所有者に対し、撤去や修繕することを勧告、あるいは命令できるということで、違反者には行政代執行による強制撤去、あるいは過料を課すことができるということで、管理する自治体の権限が非常に強く、大きくなったわけであります。

そこで、2点について伺いたいと思います。

国の調査では、平成13年度の時点で全国平均空き家率が13.5%、そのうち青森県内は13.8%空き家があるようであります。蓬田村では空き家が何軒ぐらいあるのか、伺います。そして、倒壊や衛生上の問題が発生して近隣住民から苦情が出ているケースも現在あるわけであります。それらに対してどのような対策を考えているのか、答弁を求めます。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） ことしの5月末日現在であります。村と国の調査でありますけれども、5.3%、戸数にして52戸ほどが一応空き家になっております。空き家の基準がいろいろあって、ただ長期的不在なのかもあるし、多分入院しているとかありますけれども、基本的に、まず入院されている方とか、施設に入っている方以外でまだあいているという村のほうでちょっと判断した部分で、今のところ52戸ということを押さえております。約5.3%ぐらいであります。実際はもっと多いのかもしれませんが、そういうふうになってございます。以上です。

倒壊のおそれがあるとか、衛生上の問題があると、今後対策、どういうふうなことを考えているのかということでもありますけれども、先般、5月の26日、空き家対策推進特別措置法が全面施行されたところであります。国土交通省と総務省がこの措置法に基づいて県や市町村に、市町村の役割や実施体制の整備などを示した空き家対策の基本指針をこれから策定予定であります。その策定された基本指針をもとに県、あるいは市町村が空き家の実態調査を本格的にまず実施し、所有者等の意向調査を確認しながら、その後空き家対策の計画を策定することになると。現在、蓬田村は、この国の法律の出る前に条例はつくってございません。今後、国が示した法律と並行して村の空き家条例、

倒壊の問題があるとか、それ以外に活用方法も含めた条例を今、新規で設定していくかというふうなことも含めて今後、検討していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今現在、人口が減少し、そして住民の高齢化ということで、今後ますます放置される空き家がふえていくということが予想されているわけでありまして。そして、今述べたように、国がこの特措法を発して、非常に強い権限が市町村に出てきたわけで、これらを利用して今後、この空き家対策に臨んでいくわけでありましてけれども、今の特措法では著しく有害となるおそれがある空き家、これを特定空き家というふうに指定して、これが地方自治体、例えば村がそれを判断して決めるというふうになっているようでありまして。この蓬田村の5.3%、52戸ある中に、そういう著しく有害となるようなおそれがある物件、あるのかどうか。そして、あるとすれば何軒ぐらいあるのか、伺いたいと思います。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 今現在、隣接する住宅、あるいは道路等に支障を来しそうな空き家が2軒ございます。先ほど述べられたとおり、権限についても村が強くなるわけですが、費用の面とか、これは従来どおり所有者に出していただくというふうなことが前提ですので、まだ国が制度上、これを肩がわりするとかと、そういうことになってございません。そういう部分もあります。また、あと撤去になりますと固定資産の関係が出てきますので、これが現在軽減措置されている部分がもとに戻るとか、またいろいろな複雑な問題がありますので、私、総務課だけでなく、税務課、あるいは健康福祉関係とか、さまざまな課にまたがります。そういう意味では、当然個人情報にひっかかるものもありますので、その辺、気をつけてやるというふうなことで、まさに国の法律のその中身をなしているというようなことであります。いずれにしても、先ほど述べたとおり、私どものほうでは空き家条例ありませんので、国の法令に基づくものと、先ほど言いましたとおり、今後その空き家をどういうふうに活用するかどうかということも含めた条例等も検討していかなければならないということでありまして、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今、2戸、特定空き家が存在しているというふうにあったわけで

すけれども、村として、この2戸の空き家に対して、いわゆる地域住民も近隣の隣近所等にはなかなか言いづらい面があると思います。そういうことを考えますと、いわゆる村の担当者なり、村がその中に入って、そういうふうなことを解消していただきたいものだと私は思っています。

そして、今、条例のこともあったわけですが、青森県内に13自治体が条例化してある。そのうちの12自治体に行政代執行で強制撤去できるというふうな規定を盛り込んであるというふうに新聞紙上に出ていたわけでありまして、蓬田村ではその条例をつくるということに対してどういうふうな見解を持っているのか、村長に伺います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今の場合、空き家の対策ということで条例をつくるか、つくらないかということになるわけですが、住宅の空き家対策ということを考えますと、1つは再利用できる空き家というのと、今の法律に出てきました特定空き家、要するに一定の条件に、3つですか、4つですか、例えば窓が壊れている、屋根がも剥がれている、傾いている、こういった条件に該当する空き家というのと、やはりきちっと仕分けして対策を講じなければならない。特に、再利用可能なものについては、やはり人口減少対策として利用できるかもしれないし、ということを考えれば、これらを一括した条例というのは、私は必要になるのではないかとこのように思っています。できれば、もう少し、私もちょっとその辺、詳しく、条例化しなければいけないものかどうかというのは、まだ把握してございませんので、国の通知を見ますと、そういうことは条例化というのは書いてはおりませんが、やったほうがスムーズにいくのだろうというふうには考えております。

ただ、特定空き家については、やはり今総務課長が言いましたように、固定資産税の軽減しているもの、軽減措置をとるとか、あるいはその後、何倍ですか、6倍になっていくとかという、勧告をすれば6倍になるとかという、そういう法律の中身でございますので、これらをやっても、勧告、命令等をやっても、なおかつ撤去しないというふうになれば、やはり代執行をするためには条例が必要だろうというふうに私は判断しますので、今後早急にこれらについて調査してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 次に、2番目の河川整備について伺います。台風が伴った大雨の災害で昨年8月、そして一昨年8月、2年連続で阿弥陀川下流が氾濫して、そして水

田や畑が冠水の被害を受けました。そのほか、黒滝の道路や村内全域において大小多数の災害が昨年発生いたしました。大雨に備えた川の整備、水源地の整備は非常に重要であると思っております。そしてまた、村内の中でも特に蓬田の川は水量も多く、阿弥陀川、蓬田、郷沢地区、3地区の水田へ水を供給しております。昨年の夏の大雨では蓬田川は中流で氾濫を起こして、林道の決壊や郷沢地区へ分水している小川も土砂や倒木などで埋まってしまい、ことしの春の作業に間に合わせるために大変な労苦があったわけであります。蓬田川も下流を見ますと、通学路から上、約2キロメートルが水田地帯を流れております。蓬田川は昭和55年、56年、2年間で約11億円の事業費で大改修された川なわけでありますが、あれから35年ほど経過しております。今、川の中は大量の土砂と砂が堆積し、雑木が生い茂って大変な状況であります。災害が発生する前に対策が必要かと思うわけでありますけれども、担当者の答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 蓬田川は、かつて、平成21、22年度において、県の緊急雇用創出対策事業において、河川内に生えた柳等の雑木を人の力で伐採除去を行ってきた経緯があります。それから約5年が経過しており、再度、下流域から上流のほうに向かい河川を確認してきました。議員おっしゃるとおり、その中で河床が見えなくなっているところ、向かい側を見渡せないところ、大量の土砂が堆積しているところなど、以前にも増して河川の状況が悪くなっているように思います。

雑木の伐採撤去については、これは計画的に行わなければならないと、行っていきたいと思いますが、河床の土砂等に関しては、調査をしまして見積もり等を検討し、その対策を考えさせていただきたいと思っております。以上であります。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） 今答弁にあったように、21年、今からちょうど、6年くらい前ですか、この川の雑木を伐採したわけであります。21年前といえば、川が、つくったのが昭和55年、56年ですから、ちょうど28年経過して、この21年に川の雑木を切り取ったわけですけれども、そのときの木の太さが15センチ、ややもすれば20センチ近く太いのもあったのかもしれませんが。今現在の木の太さを見ますと、私見るには10センチ、15センチほどのやつがそうないと見ています。この5年間のうちに21年度のときのような状況がよみがえってきていると。しかも、年数がたった5年、最初のときは28年も、新しくできた当時ですから、この5年の間に、あっという間に28年分の雑木が成長してしまっ

たと。村でお金を費やしても、本当にもう大変だというふうに私自身も思っています。

なぜ、じゃそうなのか。雑木を伐採して片づけるだけでは、また同じことが繰り返されると思います。というのは、切り株がそのまま残って、そして川の中に蓄積している砂等がそのままになっているからです。あつという間に木が成長するわけです。ですから、私は今思うわけですけれども、この土砂と、それから伐採した木の根を片づけないと、いつまでたっても同じです。村内のこの川を見ますと、例えば阿弥陀川、広瀬の川、いろいろ川がありますけれども、蓬田川ぐらい川の下流から上流まで砂と雑木が続いている川は見当たりません。どうして蓬田の川だけあんなに雑木が生えているのか。きっと山が近いとか、あるいは何か原因があるのではないかというふうに私、考えていますけれども、ただ切るだけ、伐採するだけでは、また同じ状態になると思います。そこで、土砂の処理等を要望するわけでありましてけれども、村として、再度、このことについてどうすればいいと思うのか、答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 建設課長。

○建設課長（大川誠治君） 確かに議員おっしゃるとおり、幾ら上を切ったとしても、今言われたとおり、土砂に根が埋まっているということで、必ずまた生えてくるわけです。ということで、先ほども言いましたけれども、いずれにしても、これ人力、人の力でやれるものか。根を取るということになれば、当然機械の作業になるかと思しますので、いま一度調査をさせていただきます、見積もりをとりまして、予算等が幾らかかるものか、果たして機械でできるものか、それもあわせて調査をさせていただきたいというふうに考えております。お願いします。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 今の質問に対しまして、ちょっと補足いたします。

川に堆積した砂を取るということについて、私も素人ながら前に河川ということをやったことがあります、単純に砂を取っていきますと、結局その上流部の、何というのですか、土質というのですか、土質によって、すぐまたそこにたまるということが出てきます。それを繰り返していますと、上流部のほうで今度決壊が始まるということもございまして。したがって、まず調査するというふうに建設課長が言いましたように、やはりその流量、要するに現在の河川の中でどのぐらいの流量が保てるのか、どのぐらいの量に対して耐え得るのか、そういった総合的な判断も必要なのだなというようには思っています。ですので、ただ単純に河川を掘り返すというのに対しては、ちょっ

と調査しないと、逆に護岸が掘れて転んでくるとか、そういったこともあり得ますので調査が必要ではないかなというふうには思いますので、ご理解いただきたいというふうに思っています。これについては、建設課のほうから一応どのぐらいの、例えば伐採した場合、どのぐらい、抜根すればどのぐらいということで調査をさせたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この川、去年は8月、大雨があったわけですがけれども、このとき、この蓬田川は深さ、ブロックの天板からおよそ3メートルないし4メートルぐらいあるわけでありまして。水のかさがブロックの天板からあわや溢れる、破断する寸前ぐらいのところまで水かさがふえておりました。そして、途中、建設課長、川を見たかと思いますが、雑木が乱立しています。流れてきた流木やごみ等が雑木にひっかかるわけでありまして。たちまち川が増水するわけです。最初のころは立派な川で、そして深さもあり、幅もあり、そのようなことは考えられなかったわけでありましてけれども、今、あの状況を見ますと、いつ氾濫を起こしてもおかしくはないというふうに私は判断しています。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、次に3番目の質問をいたします。3番目のホタテガイ養殖残渣堆肥化处理施設について伺います。事業費、約4億3,000万円弱で昨年11月、工事着工したわけですが、このほど完成して、工事関係者らの多くの人を招待して6月の1日、竣工式が行われました。関係者各位にはスピーディーに工事が進んだことに対して敬意を表したいというふうに思っております。堆肥化することで処理コストが軽減され、そして農業にも還元できるということで、陸奥湾沿岸の漁業の人たちや、あるいは県内の市町村が注目をしているのではないかとこのように思っております。6月2日からこれが稼働されたわけでありましてけれども、その作業が予想どおり行われているのか、その状況と、そして施設を運営していくためには費用が発生すると思っております。今後、どのように運営を進めていくのか、担当者の答弁をお願いいたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 施設につきましては、議員おっしゃるとおり、6月2日から稼働しております。現在、横に積まれた残渣を随時処理しております。約3カ月で最初の堆肥ができる予定となっております。堆肥は当面、村内の農家などで無償配布して対応したいと考えております。

現在、施設は蓬田村漁業協同組合が指定管理者として運営、稼働しております。運営費につきましては、平成27年度の計画では、ホタテガイ養殖残渣800トン进行处理する計画とし、1,200万円の運営費を見込んでおります。処理量として1キロ当たり10円で800万円、残りの400万円を村が指定管理料として200万円、漁協が200万円を負担して稼働する計画となっております。以上です。

○議長（藤田修一君） 木村 修君。

○7番（木村 修君） この施設は県内で初めてというふうに、本当に多くの人が注目していると思います。そしてまた、良質の堆肥ができるということで農業者も非常に注目していると思います。そこで、この堆肥を利用する農家のことなわけでありませけれども、この堆肥を利用する農家が農地にこの堆肥を投入する際、ハウスの中のような狭いところであれば人力でも可能であると思いますけれども、例えば休耕田のように5反分とか1町歩ぐらいの広い農地の面積に投入する場合、人力ではなかなか大変じゃないかというふうに思います。それ用の機械があるわけでありませ。堆肥の普及、そして促進、そういったことを考えますと、そのような機械を農家へリースしてやるリース事業を取り入れたら堆肥の普及も、そしてホタテの漁師の人もお互いにいいのではないかなというふうに感じているわけですが、その辺、担当者に再度質問いたします。

○議長（藤田修一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 堆肥化处理施設で堆肥进行处理しますと堆肥が生産されるわけですが、あと、消費のほうにつきましては、これから随時計画していくという形になると思いますが、現在では村内のソバ、野菜等で利用していくという形で計画しております。議員おっしゃったように、投入、畑、田んぼに、畑は人力でという形になると思いますけれども、田んぼに投入する際の方法につきましては、確かに人力というのはなかなか難しい話になると思います。私のほうでも現在、処理というか、投入の仕方については検討しております。ただ、先ほど言いましたとおり、9月に最初の堆肥が出てくるわけですが、それを無償配布する場合でも許可が必要となりますので、まず成分分析して、その成分の中を農家の方に見ていただいて、どういう使用法がいいのか、まず確認しないとなりませ。その後で堆肥の供給方法について、村で機械をそろえてリースという方法がいいのか、例えば有料で散布する組織をつくる形がいいのか、その辺については今後、皆様のご意見を聞きながら検討したいと考えております。以上です。

○議長（藤田修一君） 7番木村 修君。

○7番（木村 修君） 運営費につきましては、ただいま説明でわかったわけでありませうけれども、堆肥は無償で配布するというふうなことであります。運営費につきましても、できれば、施設から出た堆肥を、そんなに高くないような値段で有料にして、それを今まで村が負担している経費に充てるとか、そういうふうなことも考える余地もあるのではないかなというふうに思います。ホタテの漁師の人は現在、45軒ぐらいで多額な、5億、若干下回ってきたようではございますけれども、それぐらいの高い収入を上げて村に税金として還元しているわけでありませうけれども、何といたしても漁師はやっぱりそれぐらいの人数ですので、そのぐらいの人数の人が利用していますので、余り村から負担というか、村の補助金をもらわないようにして、できればそれぐらいにして自前でやっていけるような体制をとれば望ましいのではないかなというふうに私は思っております。

そして、この堆肥のことについては、例えば休耕田、これ野菜をつくっている農家から要望の声もあるわけで、私、今聞いているわけなんですけれども、この堆肥を休耕田にまくというのは大変な作業だそうです。あの広い100メートルぐらいあるところに堆肥をまくのは大変、ブロードキャスターで粒状の肥料をまくのは機械があるので簡単にできるわけではございますけれども、堆肥はもそもそして、あの機械だととてもまかれなわけですので、ブロードキャスターでしたか何かの、私、名前忘れましてけれども、マニアスプレッダですか、その堆肥をまく機械がありますので、そういうのをぜひ検討していただきたいというふうなことを要望いたしまして私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（藤田修一君） これで、7番木村 修君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前10時49分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（藤田修一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

日程第4 一般質問 5番 坂本 豊議員

○議長（藤田修一君） 日程第4、5番坂本 豊君の質問を許します。

○5番（坂本 豊君） 日本共産党の坂本 豊です。

まず初めに、青森市の新しいごみ焼却炉ができたわけですが、ごみの減少を考慮し、

規模が小さくなっていると言われております。それに対して蓬田村のごみも減量化を求められていると聞いております。その対策はどのようにしているのか、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（藤田修一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川崎幸治君） 平成27年度、可燃ごみ処理量、計画なのですけれども、750トンということになっております。それで、平成26年度の実績では784トンで、34トン、4.4%の減量化が必要であります。

それで、今、たまたま、ちょうどこの質問と、私どもで今、回覧板を出す予定していたところなのですが、可燃ごみ減量化のため、包装紙、ラップの芯、トイレットペーパーの芯、ノート、カタログ、コピー用紙、メモ、菓子箱、カレーやシチューの箱、ポスター、カレンダー、使用済みカタログ、ボックスティッシュの箱など、今までごみに捨てていたそういう紙を古紙リサイクルのほうに回していただいて減量化を進めたいということで回覧板を配布する予定ですので、住民の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 確かに26年度のごみ搬入量が、私が持っている資料からいくと、11カ月分なのですけれども、これが534トンで、12月分に換算しますと583トン、あと事業系のごみが211トン、合わせて794トンという推計なのですけれども、このごみの処分料というのが合わせて794万円ほどになっているわけですね。その余った分を黒石市の焼却炉へ運んでいるために、その分がまた料金がかさむということになります。ですから、ごみを減量化しないと村の負担がふえるということになります。

今課長が答弁したわけですが、ティッシュ1箱、1人分が減らすことで約13トンの減量につながると。金額も50万円相当になるということでもあります。ですから、青森の新しい焼却炉が逆に大型化ではなくて規模を小さくしたということは、やっぱり減量化のためであるということでもあります。むしろ人口の減少を見込んだ数値と思われませんが、これからはやはりなるべくリサイクルをして、燃えるごみを少なくしていくということが将来的には必要ではないかと私、思うわけです。前にもいろいろな、熊本県の水俣市とか、今回、議会で視察を予定している徳島県の上勝町なども以前に視察をしたときに感じたのは、ほとんど資源化をして、燃えるごみを少なくすると、そして資源化をしたことによってお金を自治会に提供できるということで、自治会の役員がこぞって一生懸

命ごみの仕分けなどを行っているということでありました。とりあえず上勝町は、10年ほど前ですのでちょっと忘れまたけれども、44種類ぐらいに分けて、燃えるごみはほとんどないと。燃えるごみは本州の岡山県に行って、おしめと靴だけだ、それ以外は全て資源化しているという話がありました。今現在、それを行っているかどうかはわかりません。ですから、今回、視察でそれをぜひ見たいと思っているわけです。

要は、蓬田村のごみを分別することによって燃えるごみを少なくすれば村の財政にも負担がかからないし、また村の住民が負担しているごみ袋、1つ20円ですよ。あれの部分も負担も少なくなるということでもあります。ただ、問題は住民の意識なわけです。減量化することと裏腹に面倒くさいということが生じます。ですから、その面倒くさいということを手力でやるか、機械でやるかということになると、皆さんが、3,000人近い村の人口の人がこぞってごみの仕分けを家庭で行うことによって、それは可能になるわけです。今までは何でもかんでも燃えるごみ袋に入れれば、それで済んだわけですが、私自身もそうで、いつも家内に叱られているわけですが、これを今課長が言ったように、できるだけ資源化できるものをやるということで、大して手間もかからないわけですね。ですから、そういうのを教育の場でやる必要があるのではないかと思います。このことについて、村長、どのようにこの減量化について住民の皆さんの協力が得られるかということをご答弁お願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 村長。

○村長（久慈修一君） 坂本議員おっしゃるとおりでございます。まさに青森市のごみ焼却場、竣工式で内部の説明を聞いてまいりました。皆さんに細かくごみを出してくださいというふうに、まず第一にお願いしているのは、あそこで熱効率を上げてタービンを回して発電するというので、発電の熱を使って施設内全てを賄うようにする、そういったような焼却設備でございました。したがって、皆さん、なぜ、40センチですか、以下にしてくれということになれば、細かくして熱効率を上げようというような、そういうような施設であるということです。ただ、それにしても紙類とか、あるいは衣類とか、まだ別な形で使えるものも全て焼却ごみにしてしまっているということから、そのごみの量がだんだんふえてきているというのが現状であるということを考えれば、私たちは青森市に委託しているわけでございますので、私たちのほうも、ごみのリサイクル化ということをしなければいけない。そういうことによって焼却ごみの量が少なくなるということは、もうはっきりしているわけです。ですので、今坂本議員

がおっしゃったように、住民の意識、村民の意識を変えるということは、これ大変難しいのでございますけれども、やっぱり地道に、かつそれをやるとどういうふうになるのかということをお知らせしていくということは大切なことだと思っています。その方法というのがはっきりしないと住民の皆さんの協力が得られないというのが実情でございますので、面倒くさがらずにやるというよりも、もう少し簡単にできるような方法がないかなということは、もう一回考えてみたいなというふうに思っています。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 余り急に分別を強制したりすると住民の反発が来て大変です。これは時間をかけてゆっくり説明をしながら、自治会等の協力を得ながら、住民の皆さんと膝を交えながら協議していかないと実現できないと思います。この前の40センチの枠の中でも、もう意味がわからないという人がたくさんおったように、これは早急に住民の皆さんを集めてやるとか、説明をすとかしないと、回覧板1枚で理解してほしいと言っても、ほとんどの人はわかりません。

ちなみに、ごみの焼却処分料というのは1キロ10円、1トン1万円ですよね。焼却の灰の処分料というのが、また1キロ当たり54円、つまり年間約103トン出ているので558万円ほど村が負担しているということになります。ですから、燃えるごみが少なくなれば灰も少なくなって、村の全体として経費が安くなる。私は、廻をするによって出た資源を自治会に還元する方向でいったら大変皆さんも協力できるのではないかと思いますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

次に、2番目の税の徴収の強権的なやり方という、言葉がきつい質問書であります。これは私、誤解がないように、まず言っておきたいのは、別に滞納者を擁護するとか、そういう意味で質問するわけではありません。

まず、税金の滞納者へ今までも計画的に納める話し合いをして分割で納めていたのに、突然全額支払いを求め、応じないときは財産の差し押さえを行うとの通知を出したと。このとき受けた人は非常にショックを受けまして、びっくりしたわけです。つまり、どうしてこのように急に変更を行ったのか。滞納者へは個別に納められるように話し合いをしながら実施すべきだと思います。権力をかざしたこのようなやり方というのは、やはり民主的な行政のやり方とは相反すると思いますので、まず答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） では、お答えします。

分割で納めているのであれば突然、全額の支払いを求めることはございません。ただし、納税者が連絡や相談もなく、急に分納が滞った場合は、納めてもらうために催告書等で期限までに納付してくださいとか、特別な事情がある場合はご相談ください、さらには納付がないときは財産の差し押さえによる財産処分に着手することになりますというような通知はしますが、議員のおっしゃるような強引な取り立てをするようなことは行っておりません。あくまでも事情がある滞納者へは計画的に納めるように話し合いをしながら実施しております。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） もちろん個人名を出すことはできませんけれども、私はその通知書を見たときに伺ったところ、分割で支払いをしているという話であり、それにもかかわらず突然、数十万円の一括支払いをしなければ財産の差し押さえ、何月何日にしますという通知書が来たわけです。

話は飛びますけれども、国保税でも所得税でも、その年に稼いだ分はその年に支払うことはないわけです。次の、翌年に納めることになるわけです。ですから、その年に稼いだお金がたくさんあれば、次年度にたくさんの税金が来る仕組みになっているわけですが、そのときに稼いだお金を税金としてストックをしておく、こういう習慣があればよいのですが、来年もまた同じ収入が得られるだろうということで、そのままストックもせず、その年の収入で支払うということを繰り返しておりますと、昨年のように突然米の値段が大幅に下がったときに大変になるわけです。ですから、大変なときに大変な額が納められないと、こういう場合は住民に多々あることと思います。ですから、そういう税金の納め方もそうなのですが、そのときに役場は、その事情をきちんと知っているわけですよ。ことし払うお金というのは前年度の高い収入の税金なので、当然昨年のような、1俵7,300円のような低米価では納めることができないということにもなるわけですので、そういう事情を皆さん役場でも知っているわけですから、滞納者に対してどのようにしたら滞納をせずに、分割でもよいので納められるかということを経験を交えた話し合いを是非すべきではないかと思えます。なぜそのように突然通知書をいきなり出したのか。その前に伺って、話し合いをできなかったのかということがあるので、もう一度、申しわけありませんけれども答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 税務課長。

○税務課長（佐井邦彦君） 議員がおっしゃる、実際にそういう人がいるということなのですけれども、そうなった原因としていろいろケースが考えられるわけでありまして。その納税者がちょっと勘違いしているとか、例えば納税者と役場側との行き違いがあったとか、また役場側もそういう確認ができなかったということも考えられるわけですけれども、そういう場合はやっぱりそういうふうには催告書等を出して、できるだけ議員のおっしゃるように話し合いをして、そういうふうに行っていますので、先ほどのように一方的な取り立てとかそういうのは行っていませんので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。以上です。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） その方はもう支払いは済んでいるということで、どこからかお金を借りてきて支払いをしたということでありました。今後、こういうケースがあると思われまますので、やはり住民が主人公ですから、納税をするのは当然の義務であるし、所得がある人は納めなければいけないので、納められない事情が、先ほど述べた例もあるとおり、いろいろな人が、いろいろなケースがさまざま出てくると思います。毎年同じ収入が得られるわけではないので、役場としてもそのように配慮をしていただきたいと思ひます。

次に、3番目の消防用のホースの補充についてお伺いをいたします。

先般、長科で火災が起きました。そのときある分団のホースを見ましたら、8本、10本くらい延ばしていたのか、その半分が噴水のようにホースから水があふれていてびっくりしました。団員に聞きましたら、ほとんどがいいホースがないと。わざと選んで悪いのを使っているわけではないということで、これは大問題です。ですから、1本数万円もするホースですが早急に、消火活動に影響を与えますので、取りかえるのを緊急にやる必要があると思ひます。現場で見た人もあると思ひますが、ナイアガラの滝でしたよ、本当に。何があったのかというぐらい、20メートルのホース、あそこ全てが流れて、ぱあっと噴水のように出ていました。それ1本だけではなくて、ほとんどのホースが破れていたのびびっくりしました。私たちのときは、そのようなホースを探すのが大変で、随時交換をしておりました。どうしてこのように破損したホースを使わせているのか、まず答弁をお願いします。

○議長（藤田修一君） 総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 私も現場に出ましたのでわかっていましたけれども、一部の分団で確かにホースの破損が見受けられたところでもあります。ちょうどまたその分団が一番端で、そこがもとになっている部分ですので、大分ホースつないでいますけれども、悪いホースを使っているということは決してございませんので、いつも点検していますし、損傷のないホースを使っていると思います。たまたま溢流かなんかして、圧かかったかなんかして破損していたというふうなことだと思います。

私もそういうふうに見ていましたので、ちょっとその中身に入りますけれども、全体的に見ますと、ホースの本数、ちょっと足りないようございまして、去年の12月にそういう話は各分団から出たところございまして、今のところ各分団、それぞれ在庫を抱えている分がありまして、各分団に、足りないところに回しながらやっているようなことです。ただ、村として27年度当初予算で、27、28、29の3年間でホースを一応購入予定ということで、今年度の3分の1、来年3分の1、再来年3分の1と、十分足りるように補充していくというふうな予定でございます。たまたま今回のこの件とは別に、もうそういう予定でおりましたので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（藤田修一君） 坂本 豊君。

○5番（坂本 豊君） 確かに当初予算では予算を持っていますけれども、今まで放置をしていたということが問題ですよ。今課長が言ったように、いち分団が圧を上げ過ぎたために破れたということは、私はおかしいわけです。幾ら圧をかけてもホースが破れるということはありません。たかだか10キロか15キロの水圧で破れるようなホースは製品じゃないので、それは劣化をして、何年も使い古して、もう耐用年数が過ぎているから破れているわけですよ。ですから、古いものは順次交換をしていくということが必要だと思います。ホースは幾らあっても足りないという、そういうことではないかもしれませんが、十分補充するよう早急にやっていただきたいと思います。課長も現場を見てわかっているとおりなので、役場側は分団施設にある備品等の対策をよろしくをお願いします。

私の質問は、以上で終わります。

○議長（藤田修一君） これで、5番坂本 豊君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時17分 散会

上記会議の経過は、事務局長坂本勝教が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員